

表2 28年度市・県民税(国民健康保険税)申告受付の日程

受付場所	多目的ホール棟(市役所本庁舎隣)多目的ルーム		安代総合支所1階打合室		
	受付時間	午前9時~11時	午後1時~3時	午前9時~11時	午後1時~3時
2月8日(月)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台			
9日(火)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋	愛の山・新興矢神	石名坂	
10日(水)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町	苗石田	兄川	
12日(金)	下町二区	下町一区	田山下	兄畑	
14日(日)	指定日に来られない人				
15日(月)	松川・雇用促進	下町三区	田山上	舘市	
16日(火)	山子沢・大石平・中関	山後・岡村	日瀬通	栗木田・杉沢・平長	
17日(水)	北村	両沼	折壁	曲田横間	
18日(木)	北寄木	上寄木・刈屋	荒屋新町		
19日(金)	中郡・鹿野	立石	新町中央		
22日(月)	寄木新田	関口			
23日(火)	中村・間羽松	舘腰			
24日(水)	町組・薬師	高宮	細野	豊畑	
25日(木)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠	畑2区(扇畑)	畑2区(松木田・小屋畑)	
26日(金)	谷地中・上村・大花森・前森	湯沢	畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢・黒沢・寄木)	
27日(土)	指定日に来られない人				
29日(月)	森子・山道	田中・向村・中沢	浅沢第1		
3月1日(火)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前	浅沢第2		
2日(水)	松久保・山崎・堀切	わし森・花沢・笹目	五日市3区	五日市4区	
3日(木)	中松尾・落合	時森・小屋の沢	五日市2区	五日市1区	
4日(金)	寺田・帷子	寺田新田・野口	荒屋		
7日(月)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・舘沢	秋葉		
8日(火)			※ 田山地区は冬季国体の開催に伴い、会場の確保ができないため、今年は安代総合支所で行います。		
9日(水)			※ 表の斜線部分は、会場準備などのため、受け付けできません。指定日の申告にご協力をお願いします。		
10日(木)			※ 期間後半になるにつれ、大変混み合います。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、早めにお越しください。		
11日(金)	指定日に来られない人				
14日(月)					
15日(火)					

盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署の平成27年分申告書作成会場が、次のとおり開設されます。

所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人は、ご利用ください。

■開設期間 2月8日(月)から3月15日(火)

※2月21日(日)と2月28日(日)以外の土・日曜日、祝日は休み

■開設時間 午前9時から午後4時まで

■場所 アイーナ(盛岡駅西口)

※盛岡税務署には、申告書作成会場を設置していませんので、アイーナのご利用をお願いします。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で、確定申告書(所得税・消費税・贈与税)、青色決算書、収支内訳書の作成ができます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。

詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

2月から申告受付
準備はお早めに

2月8日から3月15日まで、市・県民税(国民健康保険税)の申告受付を行います。期間の後半は大変混み合います。できるだけ指定日に申告をお願いします。

■税の申告はなぜ必要?

市は、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握し、確定しなければなりません。申告をしないと、国民健康保険税の軽減などが受けられず、所得証明書の発行もできません。

また、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。期限内に申告を済ませましょう。

■申告が必要な人

平成28年1月1日現在、市内に住所または住居がある人は、全員申告が必要です。
ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。
① 税務署に平成27年分の確定申告書を提出した人
② 給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
③ 収入が公的年金のみで、受給額が148万円以下(65歳未満の人は98万円以下)の人
④ 収入が無く、家族の給与所得の年末調整や確定申告で扶養親族に

市で申告を受け付けられない人

収入・所得のある人で、次に該当する人については、税務署で申告していただくことになりますので、ご注意ください(盛岡税務署での申告は左ページ下部を参照)。
① 株式などに関係する収入がある人(配当、譲渡など)
② 国や県、市町村の公共事業用に土地などを売った人で、その金額が100万円を超える人(土地などの収用の収入がある人)
③ 住宅借入金等特別控除を新たに受ける人(初年度の人)
これらの収入・所得は所得税に関わる内容であり、算定も複雑なため、受け付けできません。お手数をおかけしますが、ご了承ください。
なお、青色申告、消費税、贈与税の申告についても、これまでと同様、受け付けできません。

土・日曜日の申告受付を行います

仕事などの都合で指定日時に会場で申告できない人のために、次の日程で申告受付を行います。
なお、水曜日の夜間申告受付は行いませんので、ご注意ください。
◆実施日 2月14日(日)、2月27日(土)
◆受付時間 午前9時から11時、午後1時から3時まで
◆場所 市役所多目的ホール棟 多目的ルーム

表1 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの	・申告者の認め印 ・口座振替納税や口座振込による還付を希望する人は、本人の預金通帳などと通帳印 ・申告書(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合)	
所得区分ごとに必要な書類	・給与・年金所得がある人=源泉徴収票を全部(原本) ・事業所得の人=収入・経費が分かる書類 ※1月上旬に各世帯に配布した「市・県民税(国民健康保険税)の手引き」を参照	
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	・それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	・社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険など)の納付証明書または領収書 ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除	・住宅借入金年末残高証明書 ・源泉徴収票(給与所得がある人) ※2年目以降のみ受け付け ・平成27年分住宅借入金等特別控除申告書
	医療費控除	・病院などの領収書 ・高額療養費や医療費助成、保険金などの受け取り額の分かる書類
障害者控除	・障害者手帳または障害者控除対象者認定書(健康福祉課から対象者へ1月中旬に郵送)	

※申告書、収支内訳書などは、1月下旬から市役所税務課、各総合支所地域振興課窓口へ備え付けます。